

資料 3

平成 26 年度 琵琶湖における放射性物質モニタリングについて

1 目的

平常時の琵琶湖における放射性物質のモニタリングをおこない、その状況を把握すると共に、基礎データを収集する。

2 測定地点

琵琶湖今津沖中央の表層水

3 測定頻度

年 1 回

4 測定項目

ヨウ素-131、セシウム-134、セシウム-137

5 測定方法

ガンマ線放出核種分析

6 実施機関

採水：琵琶湖環境科学研究センター

分析：衛生科学センター



水質汚濁防止法に基づく水環境中の放射性物質の常時監視 に関する測定地点候補の選定について（公共用水域）

□経過

平成 25 年 12 月 20 日付で、「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律」が施行され、大気汚染防止法および水質汚濁防止法に基づく常時監視の規定に、新たに放射性物質の常時監視を環境大臣が行う旨の規定が創設された。

これに伴い、環境省から、測定地点候補（2 地点）の選定について、依頼があったことから、以下の通り選定を行う。

□調査概要

・調査の基本方針

一般環境中の放射性物質の存在状況を把握し、その存在状況が過去の存在状況の範囲内であるかどうかを確認し、必要に応じ詳細分析を行う。

・測定媒体

水質および底質（同一地点）

・調査項目

セシウム、ヨウ素、プルトニウム等人工核種のほか、カリウム等の天然核種

・調査頻度

年 1 回

□測定地点候補の選定

・測定地点候補の選定にあたっては、以下の点を考慮して設定することとする。

①「放射性物質の常時監視に関する測定地点の選定基準について（公共用水域）」（環境省作成）に定められた事項。

(1) 河川ごとの流域面積および流域人口。

(2) 利水地点であり、一つの河川の中では、下流部（下流に位置する湖沼を含む。）であること。

(3) 測定地点のうち 1 つは本川とし、1 つは支川であること。

②湖沼の状況を把握できる地点であること。

③原子力施設等からの事故等の影響を評価できる地点であること。

④測定地点の地域的なバランスが保たれること。

○測定地点 25-1「安曇川 常安橋」

・安曇川は水質汚濁防止法の常時監視において、AA 類型が設定されており、飲用、農業、漁業を想定して、河口部の常安橋の地点が環境基準点として設定されている。

- ・水環境中の放射性物質の常時監視については、「特定の発生源を想定せず、原子力施設等の周辺環境モニタリング（原子力規制委員会）の地点近傍は避ける」とされているが、県内には公共用水域における原子力施設等の周辺環境モニタリング地点が存在しないことから、原子力施設等の事故時および事故後に活用できるデータを取得する必要がある。
- ・安曇川流域は、源流および流域が原発立地県である、福井県に隣接しているから、原子力施設等の事故時および事故後の影響評価を行ううえで適当である。
- ・また、安曇川は、流域人口は5,500人程度（H17年度）であるが、流域面積は琵琶湖に流入する河川の中で3番目に広く、県内西部における代表的な地点である。
- ・以上のことを踏まえ、当該地点を選定する。

○測定地点 25-2「琵琶湖南湖 唐崎沖中央」

- ・南湖は各流入河川や北湖の下流に位置し、北湖からの影響を把握できる地点である。
- ・唐崎沖中央は、水質汚濁防止法の常時監視において、平均的な水質を示す湖心であること、利水地点であること、陸域からの汚濁水が流入後に十分混合する地点であることを考慮し選定された環境基準点である。
- ・以上のことを踏まえ、琵琶湖南湖の代表的な地点である、当該地点を選定する。

□測定地点図

